

『安全は全てに優先する』

～ お客様から選ばれるバス会社を目指して ～

私たち西肥バスは、お客様を目的地まで「安全」「安心」「快適」に輸送することが最大の使命です。

西肥自動車株式会社 安全方針

1. 輸送サービスを提供するあらゆる場面においてお客様の安全を最優先に考え行動することにより、輸送の安全を確保します。
2. 輸送の安全に関する関係法令及び社内規程（マニュアル含む）に定められた事項を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。
3. 輸送の安全を確保するための社員教育及び研修・管理・コミュニケーションの強化、当事者意識の醸成に努めます。

西肥バスでは、当社のバスをご利用いただく全てのお客様に満足していただくため、年間スローガンを基本としたお客様第一の精神で業務を遂行し、顧客サービスの向上に務めております。昨年度は佐世保市内路線の一体化により当社にとって改革の年になりました。また、それに伴いお客様の期待度が増しているのも事実です。プロドライバーとしての意識及び絶対に事故を発生させないという強い決意を社員一人ひとりが持ち、社員の安全教育と意識改革・輸送の安全に関する、法令遵守・基本動作の徹底及び事故防止体制の更なる強化に取り組んで参ります。令和2年度の年間スローガンを「気配り・目配り・心配り」と掲げ、全国的な少子高齢化、県北地区の加速する人口減少、また高速乗合バス事業者の参入等と当社の取り巻く環境も厳しいものがありますが、創立100周年を迎え今年は新たな100年に向けてのスタートの年でもあります。今一度原点に戻り、お客様の立場になり、丁寧に真心を込めて安全輸送に努めなければならないと考えております。これから先も地域の皆様の足となり、一手間かけ事故、苦情を削減し、お客様に愛され続けられるよう信頼を築いてまいります。

西肥自動車株式会社
代表取締役 社長 山口 健二

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させることをはじめとし、社内において輸送の安全の確保について主導的な役割を果たしてまいります。
- また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ社会的責任を果たしてまいります。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定（Plan）実行（Do）点検（Check）改善（Act）の PDCA サイクルを確実に実施し、また毎年度末の安全マネジメント委員会（マネジメントレビュー）の結果に基づき、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。
- また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

- (1) 令和元年度 輸送の安全に関する目標の達成状況について
- ① **車内事故による重大事故「ゼロ」**
ドア挟みによる車内事故 1 件発生
目視確認の徹底・啓蒙案内等を行い事故防止に努めてまいります。
- ② **施設・構内における事故「ゼロ」**
全所属において施設・構内における事故「ゼロ」として目標を設定し、事故防止対策を講じ、全社にて取り組みましたが、令和元年度は、15 件の施設・構内における事故が発生し、目標は達成できませんでした。運行及び安全管理担当部署による事故傾向に対応した諸施策の実施、運転士を対象とした事故防止研修等を今年度も確実に実施し、徹底した事故の原因究明を行い、構内事故の撲滅・目標達成に向け更なる努力を重ねてまいります。
- ③ **横断歩道上における事故「ゼロ」**
令和元年度は横断歩道上における事故は発生しておりません。
目視による確実な安全確認及び基本動作の徹底により事故防止に努めてまいります。
- (2) 令和 2 年度 輸送の安全に関する目標
- ① **車内事故による重大事故「ゼロ」**
② **施設・構内における事故「ゼロ」**
③ **横断歩道上における事故「ゼロ」**

全社員が更なる安全意識の向上に努め、より一層お客様に安心して西肥バスをご利用いただくために、上記目標を令和元年度同様、令和2年度の目標とし、「お客様への安全運転の提供」を徹底いたします。現状に満足することなく更なる安全を目指し、安全という終わりのない命題に向かい、日々自己研鑽に努めてまいります。車内事故防止については、運行管理者（補助者）研修、営業所単位での小集団活動（運転士集会）等を通じて発車時・停車時・ドア開閉時の基本動作（肉声による口頭案内・指差呼称等）をそれぞれ確認し、確実に実施してまいります。

3 自動車事故報告規則第2条第9項に規定する事故に関する統計

- (1) 入院14日以上の中傷者（自動車事故報告規則第2条第3項に該当するもの） 2件

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- (1) 安全統括管理者（安全統括管理者不在の場合は安全管理課課長）は、運行管理を統括します。
- (2) 安全管理課は、安全統括管理者の指示を受け、各所属長・営業所長を通じて（もしくは直接運行管理者等を）指揮・監督し、運行管理業務全般を処理します。
- (3) 統括運行管理者（統括運行管理者不在の場合は運行管理者）は安全管理課の指示により運行管理業務全般について処理します。ただし、重要な事項が発生した場合は、安全統括管理者の指示を得て処理するものとします。
- (4) 運行管理者は、統括運行管理者の指示により運行管理業務全般を担当し、運行管理者補助者は、運行管理者の指示により、運行管理業務の一部（点呼執行等）を担当します。
- (5) 乗務員は乗務員サービス規程に従い運行管理者等の指示を遵守し、輸送の安全確保に努めなければなりません。

※ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については別紙①参照願います。

5 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 全従業員の安全意識の向上
輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令及び安全管理規程・社内規程（マニュアル含む）に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 安全への投資
輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 内部監査と改善
輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 情報共有の体制づくり
輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有をいたします。
- (5) 教育・研修の計画の体系化
輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。
- (6) 運転士の健康管理の徹底
産業医等と連携し、健康管理を充実させ、事故防止を図ります。（健康起因による事故「ゼロ」）

6 輸送の安全に関する計画

※ 令和元年度の取り組み状況について

(1) 年間スローガンを『「安全」と「安心」をかたちに変え確かな信頼を勝ち取ります。』として、交通事故防止活動計画及び接客向上運動計画を各営業所毎に策定し、事故防止・接客向上に取り組みました。

(2) 貸切バス安全性評価認定制度 三つ星取得

西肥自動車株式会社は、公益社団法人日本バス協会の貸切バス事業者評価認定委員会で安全運輸に対する取り組みが優良と認められ、2018年12月19日、『☆☆☆（三つ星）』の認定を受けました。

ご利用いただくお客様に「最高の安全と安心」なバスの旅を提供するため、今後も社員一丸となって輸送の安全確保に取り組み、満足と感動をお届けできるよう努めてまいります。今年度は三つ星取得後の継続に向け、更に高いレベルでの安全確保への取り組みを持続してまいります。

(2014年9月19日 『☆（一つ星）』認定)

(2016年9月29日 『☆☆（二つ星）』認定)

(2018年12月19日 『☆☆☆（三つ星）』認定)

※ 令和2年度 輸送の安全に関する計画

年間スローガンを『「気配り・目配り・心配り。」で安全運行に努めます』として、交通事故防止活動計画及び接客向上運動計画を策定しました。

全社員が常にご利用いただくお客様の立場に立ち、感謝の気持ちと輸送の安全の重要性を深く認識し、より一層安全で快適かつ確実な輸送を実現するため日々改善を繰り返し、安全輸送の向上と信頼の確保に一丸となって取り組んでまいります。

(1) 運行管理の実施体制確立

- ① 適切な勤務割による乗務員の配置
- ② 車両定期点検整備及び運行前点検・中間点検・終業点検の確実な実施
- ③ 飲酒・酒気帯び運転、酒気帯び出勤の根絶対策（社内マニュアルに沿ったアルコールチェックの実施）
- ④ 明瞭な発車点呼・到着点呼の徹底（運行及び道路状況の確実な報告・記載・運転者への的確な指示）
- ⑤ 事故及び車両故障発生時等における連絡通報の迅速対応

(2) 事故防止強化日の設定

- ① 毎月 1日・10日・20日
 - ・事故0（ゼロ）の日（左安全確認呼称強化の日）
 - 全従業員リボン「事故0の日」着用
 - ・運行管理者による乗合全車両の車内マイク点検日
- ② 毎月 5日・15日・25日
 - ・運行管理者及び運行管理者補助者による点呼の厳正な実施強化日
 - ・運行及び安全管理担当部署による営業所早朝点呼の実施

(3) 運転者に対する継続的かつ計画的な指導・監督及び事故防止対策の充実

● 安全マネジメントの浸透を図るための運転者に対する年間指導予定表

4月	バスを運転する場合の心構え
5月	運行の安全、乗客の安全確保
6月	バスの構造上の特性
7月	乗車中の旅客の安全確保
8月	乗降時の安全確保
9月	運行路線・経路の道路及び交通状況
10月	危険の予測及び回避と緊急時対応
11月	運転者の運転適性に応じた安全運転
12月	運転者の生理的・心理的要因
1月	健康管理の重要性
2月	安全装置を備える自動車の運転方法
3月	ドライブレコーダー映像による指導

※ドライブレコーダーの記録を利用した運転者への運転特性に応じた安全運転

※ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有

① 安全最優先・関係法令等遵守の意識の徹底

社長・役員・安全統括管理者の営業所巡視をはじめとする職場意識高揚に加え、社内での教習や会議等で継続的な啓蒙と検証を行い、安全が何よりも優先すること、それに関する法令を遵守することを説き、安全第一の風土作りに努めてまいります。

② 教育研修の充実

社内教育体制の再整備、外部講師等を活用した新たな教育プログラムにより、営業所の運行管理者・運行管理者補助者及び運転者の質的向上・スキルアップを図ってまいります。

③ 日常業務に関する指導・監督の強化

管理部門による立会い点呼、運行及び安全管理担当部署による実車添乗指導、事故惹起者研修、重点指導対象者への特別指導・トレーニング等の実施により、自己の運転姿勢や心構えについて初心に戻り、基本に忠実な運転操作、また「考える運転」を実行し事故のない安全な運行に努めてまいります。

④ 情報の伝達・情報の共有化の強化

本社及び営業所における安全輸送を推進するための各種会議体の機能強化を図るとともに、当社の事事故例をもとにした原因究明・防止策について多角的に検討し、再発防止に努めていきます。営業所単位での小集団活動における管理者ミーティング・チームミーティングを実施し、運転や接客

に関わる事故予防等、現場での意見を共有する活動を進めてまいります。

⑤ 安全教育・安全設備の充実

デジタルタコグラフを活用し、速度管理・急発進・急減速の防止を図り、事故の危険因子を事前に排除していきます。併せてアイドリングストップを積極的に実践することで燃費の向上を目指していきます。運転者の初任診断・適性診断（ナスバネット）・適齢診断の診断結果の活用により運行管理面や安全に対する意識の向上について助言指導を行います。

また、ドライブレコーダーを活用した事故直後研修を実施し、原因の究明・再発防止策について事故惹起者自らが考える場を設け、安全への意識を高める指導を行います。

安全性向上のための設備・装備の充実にも積極的に取り組んでまいります。

⑥ 異常事態発生（重大事故・車両火災等）を想定した訓練を実施し、緊急時の対応の検証ならびに防災意識の向上に努めます。

⑦ 安全管理体制の強化

運輸安全マネジメントに対する内部監査を当社の内部監査規定に基づき実施します。

内部監査をより実効性の高いものとする方法に変更するとともに、社員全員が関係法令を遵守することの重要性を共通認識として取り組んでまいります。

運行管理担当部署による帳票類の精査、モニタリング等を実施し、記録の適性管理に努めてまいります。

また、運転者が心身健康な状態で乗務するための方策として保健師による職場巡回・面談を継続実施し、健康相談・メンタルヘルスの充実を図ります。

定期健康診断及び睡眠時無呼吸症候群検査、脳 MRI 検査に基づいた追跡調査の継続と産業医の指導を活用し、健康に起因する事故の防止を図ります。

7 事故・災害等に関する報告連絡体制

※ 事故・災害等に関する報告連絡体制については、[別紙②](#)参照願います。

8 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

(1) 令和元年度 輸送の安全に関する取り組み実績

※ 輸送の安全に関する教育及び研修の実績については、[別紙③](#)参照願います。

(2) 令和2年度 輸送の安全に関する取り組み計画

※ 輸送の安全に関する教育及び研修計画については、[別紙④](#)参照願います。

9 輸送の安全に関する内部監査結果・措置内容

運輸安全マネジメントの実施状況等をチェックするため、少なくとも年1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。また、重大な事故・災害等が発生した場合、または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に

関する内部監査を実施します。

- (1) 監査目的 … 西肥自動車（株）安全管理規程第 15 条ならびに第 16 条に定める輸送の安全に係る監査及び改善に関する規定に基づき輸送の安全性の向上を図ることを目的とした内部監査を実施し、安全管理体制の「適合性」と「有効性」を検証しました。
- (2) 実施期間 … 令和 2 年 3 月 9 日、10 日、11 日、12 日、17 日
- (3) 対 象 … 東部営業所・北部営業所・伊万里営業所
長崎営業所・平戸営業所・新上五島営業所（6 営業所）
- (4) 実施内容 … 必要書類の保存・整理・記録状況・点呼の実施状況・安全に関する目標設定及び達成状況等について適正に管理・実施がされているかを確認しました。
また、所属長に対し、輸送の安全に関する重点施策等の従業員への浸透状況及び安全マネジメント体制を維持するために必要な指導・教育が営業所において実施できているか等についても確認しました。
- (5) 監査結果 … 特に大きな指摘事項は無く、概ね適正であることを確認し、一部整備すべき書類があった営業所には、指摘及び改善・是正の指示をしました。
また、事故防止に向けた取り組みを運行管理者が中心となり全営業所とも積極的に行うこと、運行管理者と運転者との間のコミュニケーションを日頃から整え、営業所員への安全意識を向上させるため確実な対面点呼を実施することの指示徹底を図りました。

10 輸送の安全に関する予算及び実績

<令和元年度 輸送の安全に関する実績>

- (1) 令和元年度 乗務員無事故表彰
- (2) SAS（睡眠時無呼吸症候群）簡易検査実施 新人運転士
- (3) 健康診断追跡調査
- (4) 床面表示フィルム（「車が停まってから席をお立ちください」の設置）
- (5) 社外研修機関の受講（運輸マネジメントセミナー講座）

<令和 2 年度 輸送の安全に関する予算>

- (1) 令和 2 年度 乗務員無事故表彰
- (2) SAS（睡眠時無呼吸症候群）簡易検査実施 全運転士
- (3) 健康診断追跡調査
- (4) 社外研修機関の受講（運輸マネジメントセミナー講座）

(5) 社外研修機関の受講（自動車安全運転センター安全運転中央研修所）

11 安全統括管理者

執行役員 運行本部長 中塚 武

12 行政処分等の公表について

令和元年度、当社が受けた行政処分はありません。

13 安全管理規程

※ 安全管理規程については、[別紙⑤](#)参照願います。